

鳥羽市告示第 4 号

公 示 送 達 書

下記の書類を当税務課に保管していますので、来庁の上受領してください。

令和 8年 2月 19日

鳥 羽 市 長 小 竹 篤

記

1. 送達を受けるべき者

多田 久代 三重県鳥羽市国崎町 736 番地 6 慶泉様内

2. 送達する書類

令和 7 年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書及び納付書

注

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により公示送達をした日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。